eMAXIS S&P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

月次レポート
2026年
10月30日現在

■基準価額および純資産総額の推移



・基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
・ベンチマークは、S&P500指数（配当込み、円換算ベース）です。
詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
・ベンチマークは、設定日前営業日を10,000として指数化しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額（1万口当たり）	33,665円
前月末比	+268円
純資産総額	2,064.27億円

■分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第6期	2026/01/26	0円
第5期	2025/01/27	0円
第4期	2024/01/26	0円
第3期	2023/01/26	0円
第2期	2022/01/26	0円
第1期	2021/01/26	0円
設定来累計		0円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■騰落率

	過去1カ月	過去3カ月	過去6カ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	0.8%	1.9%	6.6%	16.5%	100.1%	236.7%
ベンチマーク	0.8%	1.9%	6.7%	16.6%	100.6%	238.0%

・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

■資産構成

	比率
実質外国株式	100.0%
内　現物	98.6%
内　先物	1.4%
コールローン他	−0.0%

・REITの組み入れがある場合、REITは株式に含めて表示しています。

■組入上位10業種

	業種	比率
1	半導体・半導体製造装置	16.8%
2	テクノロジ・ハードウェア・機器	11.0%
3	ソフトウェア・サービス	10.1%
4	メディア・娯楽	7.5%
5	金融サービス	7.1%
6	医薬品・バイオテクノ・ライフ	6.7%
7	資本財	6.0%
8	一般消費財・サービス流通・小売り	5.0%
9	エネルギー	3.7%
10	ヘルスケア機器・サービス	3.2%

■組入上位10銘柄

組入銘柄数: 503銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	7.7%
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジ・ハードウェア・機器	7.6%
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.8%
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	3.5%
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.4%
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.3%
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	2.2%
8	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.0%
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.7%
10	ELI LILLY & CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノ・ライフ	1.6%

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・業種は、GICS（世界産業分類基準）で分類しています。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

eMAXIS S&P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

月次レポート

2026年
10月30日現在

■基準価額の変動要因（概算）

寄与度（円）

	2026/4	2026/5	2026/6	2026/7	2026/8	2026/9	2026/10	設定来計
株式要因	3,498	1,898	−515	4	1,221	−137	234	17,215
為替要因	113	−184	620	−341	−125	−583	41	6,780
その他（信託報酬等）	−7	−6	−8	−7	−7	−7	−7	−329
分配金	—	—	—	—	—	—	—	0
基準価額（分配落後）	3,603	1,708	97	−344	1,089	−727	268	23,665

・株式要因には、不動産投資信託証券（REIT）・先物を含みます。
・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。
・データは各月初から月末の間、設定来計のみ累計です。

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。

■本資料で使用している指数について
・S&P500®指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。
S&P500指数（配当込み、円換算ベース）は、S&P500指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。
S&P500指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。

■GICS(世界産業分類基準)について
・Global Industry Classification Standard(″GICS″)は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor's)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

eMAXIS S&P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」（イーマクシス）を構成するファンドの一つです。

■ファンドの目的
S&P500指数（配当込み、円換算ベース）の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色
特色1　S&P500指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
・S&P500指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。
・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

特色2　主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行います。
・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

特色3　原則として、為替ヘッジは行いません。

■ファンドの仕組み
・運用は主にS&P500インデックスマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式に投資するファミリーファンド方式により行います。

■分配方針
・年1回の決算時（1月26日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。
・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因
ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

eMAXIS S&P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資リスク

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次に該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（2020年12月14日設定）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。NISAの概要等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

eMAXIS S&P500インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用（信託報酬）の総額は、以下の通りです。 日々の純資産総額に対して、**年率0.330%（税抜 年率0.300%）以内**をかけた額 （有価証券の貸付の指図を行った場合） 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の**49.5%（税抜45.0%）以内**の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。 くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
その他の費用・手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

◎ よくあるご質問や各種資料に関する解説、便利にお使いいただけるシミュレーション機能など、お役に立つ情報を集めました。
「お役立ち情報サイト」ぜひご活用ください。
↓↓↓
https://www.am.mufg.jp/other/content.html

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社（ファンドの運用の指図等）
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜ホームページアドレス＞ https://www.am.mufg.jp/
＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120－151034
（受付時間 営業日の9:00～17:00）

●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）
三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

2026年10月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称：eMAXIS S&P500インデックス

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○			
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長（金商）第1号	○				
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○				
株式会社熊本銀行（※）	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社十八親和銀行（※）	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○		○		
中銀証券株式会社（インターネット専用）	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			○	
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第32号	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○		○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○				
株式会社福岡銀行（※）	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行（インターネット専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	○
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○				
あぶくま信用金庫＊	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号					
アルプス中央信用金庫＊	登録金融機関	関東財務局長（登金）第251号					
大阪信用金庫＊	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号					
興能信用金庫＊	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第19号					
白河信用金庫＊	登録金融機関	東北財務局長（登金）第36号					
瀬戸信用金庫＊	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○				
知多信用金庫＊	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号					
千葉信用金庫＊	登録金融機関	関東財務局長（登金）第208号					
備北信用金庫＊	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号					
広島信用金庫＊	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○				

・商号欄に＊の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に（※）の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。